

神奈川県に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者への 医療支援を求める意見書

2013年3月に予防接種法が改定され、同年4月より子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となった。国は、唯一予防できるがんとして、当該ワクチン接種を推奨してきたが、全国で接種後の健康被害が報告され、社会問題となっている。厚生労働省は、同年6月に、当該ワクチンの接種を「積極的に勧奨しない」としたが、いまだ安全性の立証に至っておらず、健康被害に遭われた方々への補償は行われていない。

本年6月1日から、横浜市は、子宮頸がん予防ワクチンの接種後、原因不明の症状を有し、日常生活に支障が生じている方への独自の医療支援を始めた。神奈川県内に住みながら、当該ワクチン接種後に健康被害に遭われた方の救済に地域格差が生じることは好ましいことではない。県内に住む被害者及びその家族は、現在まで多大な苦しみと経済的な負担を強いられている。

そこで、神奈川県におかれては、国に対して子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者に対しての医療支援を早急に実施するよう働きかけるとともに、国が医療支援を実施するまでの間、当該ワクチンを接種した後に原因不明の症状があらわれ、日常生活に支障が生じている方々に対して、神奈川県独自に医療支援を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

鎌 倉 市 議 会